

さずな

第318号
令和8年1月1日発行



新年のごあいさつ

宇都宮市農業委員会

会長 村田 隆 一



新年あけましておめでとうございます。



昨年3月には、多くの方々からご協力を賜り、各地区において地域計画が作成できましたことを、心より感謝申し上げます。今後はさらに議論を深めながら、この地域計画と「目標地図」が地域の将来像になるよう、引き続き、皆様には地域会合への積極的なご参加をお願いいたします。

さて、昨今の米価格の上昇は、農業者にとって好ましい側面がある一方で、消費者の米離れへの懸念も浮上しており、米価格が農業者にとって、生産コストに見合った収益確保につながるだけでなく、消費者が納得して購入できる水準を維持することが必要です。このような中、高市新政策が誕生し、我々農業者は「令和の米騒動」の早期の解決だけでなく、農業政策のさらなる充実を期待しており、特に、農業従事者の不足や地域農業の振興に対する取組について、現場の声を反映した政策が推進されることを願っております。

本市農業委員会は、農地等利用の最適化の推進を図るべく、日々現場活動に取り組むとともに、昨年10月には福島市農業委員会からの視察を受け入れ、また11月には静岡県農業会議主催の研修会において本市の取組について講演を行うなど、他市町の農業委員会との情報共有や連携強化に取り組んでまいりました。今後も農業委員会の活動を一層充実させて参りますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年は、県内19の市町で農業委員、農地利用最適化推進委員が改選となります。私たち25期農業委員会も7月で任期満了となりますが、昨年8月には、とちぎ女性農業委員の会、栃木県農村女性会議、河宇地区農村女性会議から女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の登用にに向けた要請書が提出されました。農業委員会への女性参画を推進するため、女性が積極的に手を挙げられるよう、皆様のご支援をお願いいたします。

結びに、私たち25期農業委員会は任期満了の日まで高い倫理観を持ち、公平公正な活動に尽力いたしますので、農家の皆様、関係機関の皆様には、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。年頭のあいさつといたします。

宇都宮市農業委員会農業委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します

宇都宮市農業委員会委員の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員となって活動していただける方を募集します。

農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する市町村の行政委員会です。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人	30人以内
任 期	令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間	
身 分	宇都宮市の特別職の非常勤職員	
主な業務内容	農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し下記の活動を実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の権利移動や転用に係る調査や審議 ○農地利用の最適化活動(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消のためのパトロール、新規参入者への支援) ○農業者からの相談対応、農業者への助言 ○地域計画など、地域の農業者等との話し合い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用の最適化活動(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消のためのパトロール、新規参入者への支援) ○農業者からの相談対応、農業者への助言 ○地域計画など、地域の農業者等との話し合い活動
推薦を受ける者 および 応募する者の 資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適正に行うことができる方	担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
	ただし、次のいずれかに該当する方は委員になることができません。 1 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 3 市税の滞納がある方	
報酬等	市の条例に基づく	
推薦及び応募の 手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員候補者および農地利用最適化推進委員候補者は、地域の農業者(18歳以上の農業者3名)の推薦、農業者等で組織する団体等の推薦、自ら応募することもできます。 ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することはできませんが、兼任することはできません。 ・所定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により、宇都宮市農業委員会事務局まで提出してください。 ・なお、推薦および応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。 ・所定の様式は農業委員会事務局窓口(市役所本庁舎7階)にあります。 ・宇都宮市のホームページからもダウンロードできます。 https://www.city.utsunomiya.lg.jp 「ページID検索」から検索できます。 ページID 1043714 	
受付期間および 提出場所	令和8年1月19日(月)から2月20日(金) 午前8時30分から午後5時15分 宇都宮市農業委員会事務局(市役所本庁舎7階) 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号	
推薦および 応募状況の公表	受付期間の中間(2月上旬)および期間終了後に次の内容を公表します。 1 推薦をする方(個人)の氏名、職業、年齢および性別 2 推薦をする方(法人または団体)の名称、目的、代表者等の氏名、構成員の人数、構成員の資格および要件等 3 推薦を受ける方または応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況 4 推薦を受ける方または応募する方が認定農業者であるか否かの別 5 推薦または応募の理由 6 推薦を受ける方または応募をする方が同時に農業委員または農地利用最適化推進委員に推薦されているまたは応募しているか否かの別	
選考方法等	宇都宮市農業委員候補者評価委員会において、提出された書類等をもとに選考します。選考結果は、推薦した方、推薦を受けた方及び応募した方に文書により通知します。 市議会の同意を得て市長が任命します。	宇都宮市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された書類等をもとに選考します。選考結果は、推薦した方、推薦を受けた方及び応募した方に文書により通知します。 農業委員会の議決を経て農業委員会が委嘱します。
問い合わせ先	宇都宮市農業委員会事務局 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 電話 028-632-2812	

家族経営協定を結びませんか

～経営方針や家族一人ひとりの役割や働きやすい環境作りなどについて家族みんなで考えてみましょう～

そもそも家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業に従事する家族全員が意欲と生きがいをもって、農業に取り組んでいくために、将来の目標、役割分担、就業条件などについて話し合い、文書で取り決めをすることです。

家族経営協定のメリット

- 農業者年金保険料の政策支援（国庫補助最大216万円）が受けられる
⇒家族経営協定を締結することで経営主の配偶者や後継者（直系卑属）も政策支援加入（保険料の国庫補助）の対象となります。※他に要件あり。
- 夫婦2人で新規就農者育成総合対策「経営開始資金」（旧農業次世代人材投資事業）を活用できる
⇒通常の給付は年間150万円（1～3年目まで）ですが、夫婦ともに就農する場合（家族経営協定等により共同経営者であることが明確である場合）夫婦2人の合計で年間225万円（1～3年目まで）を受け取ることが出来ます。



※【家族経営協定の見直し】 家族経営協定は、一度締結したら終わりではなく、社会経済情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行いましょう。

我が家の家族経営協定書（例）

（目的）

第1条 この協定書は、経営主____、妻____、後継者____ 相互に責任ある経営への参画を通じて、安定的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭を築くことを目的とする。

（生活設計）

第2条 各人の人生観、生きる姿勢を認め合い、コミュニケーションを大切にし、家族の合意のもとに長期生活設計及び毎年の具体的事項を内容とする年度別生活設計を樹立する。

（経営計画）

第3条 夫及び妻は資金計画、作付計画等、農業経営に関する事項についてその都度協議の上決定し、…

（経営の役割分担）

第4条 経営の部門のうち、生産に係わるものについては経営主が生活に係わるものについては妻が主体となっていくが、重要事項については、協議の上決定するものとする。

（収益の分配）

第5条 経営から発生する所得は、家族が話し合いのうえ、農作業の従事状況に応じて給与額と支払い時期を定めることとする。

（就業条件）

第6条 1日の労働時間は○時間を原則とするが、農作業の状況、健康状態、家事や公的時間を踏まえ、延長または短縮する。

家族経営協定推進機関

宇都宮市農業委員会事務局、宇都宮市農業企画課、栃木県河内農業振興事務所、宇都宮農業協同組合

問い合わせ先

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ 028(632) 2812・2815

農業委員会からのお知らせ

■農地の違反転用は止めましょう！農地転用には許可が必要です。

- 農地を農地以外に用途を変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあつては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあつては1億円の罰金という罰則の適用もあります。

なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局までお越しいただき、直接ご相談ください。

- 耕作者が自ら耕作を行っている農地（2アール未満のものに限る。）に農業用施設（農業用倉庫等）を設置する場合には、農地転用の許可は不要ですが、農業用施設用地とするための願出が必要になります。なお、農用区域内の農地については、農業用施設用地とするための用途区分の変更手続きが必要になります。

■農地の適正管理と農地パトロールにご協力をお願いします。

- 遊休農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地を耕作しない場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正管理にご協力ください。
- 農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止、無断転

用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立入ることになりますので、土地の所有者の方には、ご理解・ご協力をお願いします。

■農地を相続した場合には『農業委員会への届出』が必要です。

- 平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、農地が所在する市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務づけられました。
なお、届出をせず、または虚偽の届出をしたりすると罰則がありますので、必ず農業委員会への届出をお願いします。

■農業を行う法人は毎年、事業状況等の報告が必要です。

- 農地を所有、又は借り受けている農地所有適格法人及び一般法人は、農地法の規定により、毎年、事業の状況等を報告する義務がありますので、法人の事業年度終了後3か月以内に農業委員会へ報告書の提出をお願いします。

■農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

- 自ら耕作できないなど、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会事務局

農地最適化・管理グループ
農地調整グループ

☎ 028 (632) 2812・2815

☎ 028 (632) 2813・2814

意見書を市長に提出



佐藤市長に意見書を手渡す村田会長



左から、佐藤会長職務代理、村田会長、佐藤市長、櫻井会長職務代理

宇都宮市農業委員会（村田隆一会長）は、8月1日に農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、「令和8年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を市長に提出しました。

この意見書は、農業委員・農地利用最適化推進委員より提出された意見等を取りまとめ作成し、総会で決定されたものです。

市長からは、「国際情勢

の不安定化が続くなか、農業は重要な役割を担っており、農業委員会の活動に感謝申し上げる。友好都市の沖縄県うるま市では、宇都宮市産の米が大変好評であり、他の農産物についても、国内はもとより海外への販路拡大に力を尽くしたい。」とのこと言葉をいただきました。

意見書の詳しい内容は、市HPをご覧ください。



主な意見内容

地域計画の定期的な見直し

- ・地域計画の実効性を確保するため、意欲ある守り手・支え手となりうる多様な農業者が積極的に参加できるような取組の実施

担い手の確保・育成支援

- ・担い手の確保・育成のための取組強化や、農村女性組織や女性農業者が地域で活躍できる環境づくり

遊休農地の発生防止・解消について

- ・土地改良事業未実施地区の早期の整備
- ・基盤整備完了地区においても、生産効率性が高い基盤整備の実施

新規参入の促進

- ・土地利用型農業への新規参入促進について、重点的な取組の実施

◆福島市から視察団

令和7年10月29日、福島市農業委員会の皆様が20名で視察に来られました。

本市の新規参入促進の取組を説明するとともに、平出清一農業委員が行っている就農体験の提供や福島市の行っている「農業ふれあい体験事業」に共通点も多く、貴重な意見交換の場となりました。



☆静岡県農業会議主催の研修会で講演



齋藤委員と相良委員

令和7年11月4日に静岡県袋井市で開催された「農地利用最適化研修会」において、相良律子農業委員と齋藤勝明農地利用最適化推進委員、市農業公社と農業委員会事務局職員の合計4名で「未来の担い手を育てる」と題して、宇都宮市の取組について講演を行いました。

会場に集まった約200名の参加者は熱心に耳を傾けていました。



今回は、姿川地区の石川博章さんを紹介いたします。
博章さんは、ハウス5棟約17aでイチゴを栽培、出荷しています。大学卒業後は自動車関係の仕事に就きましたが、地元で何かをしたいとの気持ちが強くなり、農業を学んで一昨年に就農し、昨年5月に一季目が終了しました。

収穫期間の長さや病害虫への強さから、基本的にとちあいか一本に絞っていますが、来季は、ミルキーベリーの作付けを考えているそうです。
一季目は、家族と共に3名のパート従業員で栽培、出荷をしましたが、常に、ほぼ限界の忙しさだったので、今季は6名を雇用して、家族と共に勤しんでいます。

また、作業の負担は大きくなりますが、よりおいしくなるよう、土作りにこだわった栽培をしています。
11月から5月下旬までの収穫期は、休日が始まるまで、他の時期も関係する作業で忙しい日々ですが、そんな中でも、思い入れのある、国産の中型オートバイでツーリングをして気分転換をしています。「経営規模拡大の構想はありますが、まずは、経営の安定を最優先に考え、将来的には農福連携に取り組み、ハンディキャップがある人たちの就労の場にした」と夢を語ってくれました。

博章さんの益々のご活躍を応援しています。

紹介します

次代を担う若い力

いしかわ ひろあき
石川 博章さん(33)<姿川地区>



夢のために地固めをしています



Instagram ID:sugatagawa_ichigo

キラリ☆ひと あぐり人



収穫が楽しみです

よしもと あつこ
吉本 敦子さん(50)(豊郷地区)

★経営内容 イチゴ
★家族 夫(52)、長女、二女、三女、四女

- Q 農業をはじめたきっかけは？
- A 子育て等の場面で色々な人にお世話になったので、恩返しとして、様々な可能性がある人たちの雇用の場を作ろうと思い、新規就農の道を選びました。
- Q 営農はどのように？
- A 作業のしやすさを考え、高設栽培にしました。また、自動の灌水設備を導入しました。
- Q 農業をやっていて良かったことは？
- A 株が元気になったりすると、手をかけた分が返ってくることを実感できることです。
- Q 経営で心がけていることは？
- A 子育てと同じで、ほどほどに関わることです。作業における手加減は、だいぶん分かるようになりました。
- Q 敦子さんにとって家族とは？
- A 一緒にいるとホッとする、心の支えです。
- Q リフレッシュはどのように？
- A 家族と一緒に過ごす時間そのものがリフレッシュさせてくれます。吟詠を習っている娘たちの上達を見ると、心が洗われます。
- Q 今後の抱負をお願いします！
- A 栽培を軌道に乗せて、多様な能力のある児童、生徒等を無理なく受け入れられるようにしたいです。
- 記者からのコメント 淡々と夢を語る敦子さんに、農業の可能性を広げてくれるようなエネルギーを感じました。

男女がともに輝く農村に

古里地区



栃木県内には、活動内容の異なる農村女性団体が幾つかあります。

これらの団体が連携して、農業、農村において女性が活躍できる環境づくりや男女共同参画の実現を目指して結成された組織が農村女性会議です。

活動内容は、研修や情報交換と共に、女性農業委員の登用促進の取り組みがあります。

農業委員の改選期には、栃木県農村女性会議より、各地区の農村女性会議に「女性農業委員の登用に向けた要請書」が届けられ、地区ごとに要請活動を実施します。こ

の結果、栃木県は、令和6年度において、国が掲げる目標である30%には届かないまでも、女性農業委員登用率が全国一となる22.6%という、大きな成果を上げております。

令和8年度は、宇都宮市においても農業委員の改選を迎えます。これに向けて、昨年9月19日、地区農村女性会議の代表と共に佐藤市長に要請書を出し、ご理解とご支援をお願いしてまいりました。

佐藤市長からは、大いに頑張っていたくださいと、励ましの言葉をいただきました。

さらに、「女性活躍」というたわなくても誰もが活躍できる社会、性差に関係なく選択肢を広げ、真の男女参画を実現したいという考えで令和7年4月1日に新設された女性活躍推進課についてのお話も伺いました。

女性活躍推進課に大いに期待すると共に、農村の女性が積極的に活動し、意見を発信できるように、私たちも力添えをしていきたいと思えます。

編集委員 櫻井 則子

盛況！くにもとまつり

国本地区

令和7年11月8日（土）、9日（日）の2日間、国本地区市民センターで「くにもとまつり」が開催されました。

平成8年からは、文化祭実行委員会と農業祭実行委員会の二つの委員会方式で行われていて、歴史のある国本地区の一大イベントです。

参加団体は、地区内小中学校4校、センター利用生涯学習団体、地区各種団体合計で27団体です。

文化祭は、2日間、各種サークルの絵画・工作物の展示やステージにおけるバンド・コーラス発表など多彩な催しで賑わいました。

農業祭は、9日に開催され、JA関係団体のほかスポーツ協会やPTA関係者による、米、秋花の無料配布、そば・うどん・もち・焼きそば等の販売、福引きなどが行われ盛況でした。

今回の米の無料配布については、米の高騰の中、例年より行列が長くなりました。

「くにもとまつり」の広報活動は、ポスター掲示・チラシ配布・自治会回覧・小中学校の連絡網の活用などで行っ



ています。

今年度の特徴的な事業としては、国本地区自治会連合会において「自治会ロゴ」を作成し、3案を示して人気投票を行いました。

更に、困っている人に無償で食品を提供するための「フードバンク特設コーナー」を設置し、食品の提供を幅広く求める活動を行い、レトルト食品や缶詰など予想を上回る数量が集まりました。

今後も、地域住民の連帯意識の高揚や文化の向上が期待されています。

編集委員 中山 利久

農業委員紹介

羽黒地区



手塚 敏子さん(69)

農業委員紹介の一人目は、令和5年7月に就任した、羽黒地区の手塚敏子委員です。

手塚委員の特徴は活動の幅の広さです。県の女性農業士会の会長や、農村女性会議の会長を務めるなど、農村女性の組織活動・社会参画に尽力しながら、女性農業者の相談に応じ、育成に力を尽くされています。

また、子どもたちの食育にも積極的に取り組まれており、女性農業士会の「食と農の部会」で作成した紙芝居を近隣の保育園や小学校で読み聞かせ活動などもされています。実は、この紙芝居は、一枚、違う農業士による手作りであるため、ページが変わることに、画風が全く違うそうです。

いくつかある紙芝居のうち、イチゴができるまでを紙芝居にしたものが人気で、ミツバチの働きによって、形のいいイチゴができることを小さい子どもでもわかるよ

うに紙芝居にしています。多くの幼稚園や保育園で収穫体験は行われていると思いますが、手塚委員は収穫体験の前に読み聞かせをすることで、農作物へのイメージを膨らませることが狙いです。

また、収穫だけではなく、農作物ができるまでの流れを知ってもらいたいとの願いから、イモ類の定植や田植えなども体験させています。年長さんは裸足で田植えをするのですが、農家じゃないのに、田植えのセンスがある子どもを見ると思わずスカウトしたくなるそうです。

手塚委員個人としては、水稻とイチゴを中心に農業を営まれていて、平成21年からマンゴーのハウス栽培も始められました。お知り合いの方が作ったマンゴーを食べべて、あまりの美味しさに「自分で作ってみたい」と思い、家族に相談したそうです。マンゴーの花釣りの仕事がイチゴの繁忙期と重なるのですが、「俺も一緒に頑張るよ。」と背中を押してくれた家族に感謝していました。そんな手塚委員の作るマンゴーは運が良ければ百貨店でも買えるそうですが、ほとんどが直売とのことなので、召し上がりの方はぜひ羽黒の手塚農園を訪れてみてください。

清原地区

伊藤 教子さん(57)



農業委員紹介の二人目は、令和7年9月に就任した、清原地区の伊藤教子委員です。

伊藤委員は、実家が農業を営んでいたことから、「食」に関わる仕事がしたいと思い大手食品メーカーに就職されましたが、ご両親の働く姿を間近に見ているうちに、自身も農業を仕事にしたいという思いが強くなり、平成17年に就農し、令和6年10月には認定農業者になりました。

現在はご両親やご兄弟の他、地区内の同年代の友人5人が、パートとして手伝ってくれていて、トマト栽培を中心に営まれており、これまで県のトマトグランプリにおいて、平成22年に優秀賞、平成28年には金賞を受賞されるな

ど輝かしい実績をお持ちです。

また、スポーツ協会や飛山城愛護会、清原地域振興協議会の事務局次長など地域の活動にも精力的に務める中、令和5年のライトライン開業により、清原地区を訪れる人が増えたことから、こうした地域の活動に割く時間も増え、忙しさが増したとのことですが、昨年10月に開催された「きよはらスポレクフェスティバル」においては、ライトラインに乗って老若男女問わず地区外からも多くの参加者が集まり、成功を収めたことで大きな達成感を得ることができたそうです。

清原地区では法人の新規参入の事例も多くありますが、畑の作付面積は市内の四分の一を占めるなど広大な農地を抱えていることから、地区の農地利用最適化推進委員との日頃の連携が大切だと感じておられます。

これまでのように一経営者としての視点だけではなく、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識され、今後は宇都宮市全体の農業・農村の発展に努めていきたいと抱負を語ってくださいました。

軽油引取税に係る令和 8 年分農業用免税証の交付申請について

令和 8 年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、
交付を希望される方は必ずその期間中に申請してください。

1 受付日程及び会場

- (1) 受付会場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室
(住所：宇都宮市竹林町 1030-2)
- (2) 受付時間：午前 8:45～11:15 午後 1:00～3:30
- (3) 受付期日：住所地の指定日（午前・午後の指定あり）に申請してください。

期 日	指 定 地 区
R8.1.8 (木)	午前 上河内地区
	午後 上河内地区
R8.1.9 (金)	午前 上河内地区
	午後 河内地区
R8.1.13 (火)	午前 河内地区
	午後 河内地区
R8.1.14 (水)	午前 城山地区
	午後 富屋地区、篠井地区
R8.1.15 (木)	午前 横川地区
	午後 平石地区
R8.1.16 (金)	午前 本庁地区、姿川地区
	午後 瑞穂野地区、雀宮地区
R8.1.19 (月)	午前 豊郷地区
	午後 清原地区、国本地区

予備日：2/16(月)・2/17(火)
午前 8:45～11:15 午後 1:00～3:30
会 場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室

2 持参するもの

- (1) 新規申請以外の方
 - ① 免税軽油使用者証
 - ② 印鑑
 - ③ 免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書等を持参 ※コピー可)
 - ④ 420円(手数料)(①の使用者証が今回更新の方のみ)

- ⑤ 農業委員会が発行する耕作証明書(交付数量の再計算を希望される方のみ)

(2) 新規申請の方

- ① 印鑑 ② 農業委員会が発行する耕作証明書
- ③ 作付内容のメモや使用機械のカタログ等 ④ 420円(手数料)

3 免税証の交付

前年の申請内容に変更のない方→申請日に即日交付します。
新規申請の方及び追加交付希望の方→後日、宇都宮県税事務所
で交付いたします。
※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

- (1) 耕作証明書の添付について
新規申請及び交付数量の再計算を希望する方は添付が必要です。
※ 詳しくは宇都宮県税事務所にお問い合わせください。
- (2) 納品書等の持参について
報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は、免税証の即日交付はできません。
紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください(新規申請の方を除く)。

5 免税証に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課
☎ 028 (626) 3018

6 耕作証明を必要とする場合は、下記の窓口で交付を受けてください。

耕作証明に関する問い合わせ・連絡先
宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会事務局
農地最適化・管理グループ ☎ 028 (632) 2815

農業における省エネルギーを推進しましょう!

省エネルギーの取組により燃油使用量の削減を図ることは、生産コストの低減を図るとともに、温室効果ガスの排出削減を進める上で重要です。

① 暖房機・ヒートポンプの点検整備を徹底しましょう

暖房機・ヒートポンプの加温能力を最大限に引き出すために、定期的にメンテナンスを行いましょ。暖房機は、缶体やバーナーノズル周辺の掃除等を行い、ヒートポンプは、エアフィルターの点検や清掃、配管部の隙間の点検等を行いましょ。

② 栽培方法と経営収支を確認しましょう

栽培方法や施設整備を見直す場合は、省エネルギーに適した作型等への転換や代替エネルギーの導入、省エネルギー型の機器の導入等を検討しましょ。

③ 温室内の環境改善に努めましょ

温室の保温効果を高めるためには、被覆面に隙間を作らないことが大切です。外張被覆では破れ・隙間、留具の緩みの点検、内張カーテンではカーテンのつなぎ目と裾部の破れ・隙間の点検等を行いましょ。

問い合わせ先 宇都宮市 経済部 農林生産流通課
生産振興グループ ☎ 028 (632) 2466

雪害防止対策を徹底しましょ!!

降雪による農業用ハウスの倒壊などの被害防止のため、日頃の点検や降雪への対策を行いましょ。詳しい対策については、県のホームページをご覧ください。

■事前対策

- ・日頃からハウスを点検し補修を行い、補強用の支柱などを事前に準備する。
- ・暖房機の動作確認、施設周囲の排水対策などをする。
- ・雪が滑落しやすいように被覆材表面の突起物の除去や、被覆材のたるみを改善する。
- ・万一、被害が発生した場合の備えとして、農業共済や収入保険等に加入する。

■降雪時の対策

- ・内部被覆を開放し暖気や地熱による融雪や、加温器・ウォーターカーテンを活用した事前加温を行う。
- ・早めの雪下ろしや施設側面の除雪を徹底する。



県ホームページ
(農業災害対策)



栃木県農業共済
組合ホームページ
(収入保険等)

問い合わせ先

宇都宮市 農業企画課 ☎ 028(632)2472
農林生産流通課 ☎ 028(632)2466

農業集落排水事業の分担金を支払済の方で まだ接続していない方は早期接続をお願いします

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。



■接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店にご依頼ください。上下水道局ホームページから、指定工事店一覧をご覧になれます。

宇都宮市 排水設備指定工事店

検索

■1か月の使用料について

使用料は、世帯割と人数割から算定した定額制です。ご家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + 人員割 352円 × 使用人数 = 1か月の使用料 (税込)

※下水道の使用料金は、農業集落排水処理施設をお使いの方で、ご家族の人数に変更がある場合は、お早めにご連絡ください。原則として2か月分の請求になります。

■融資あっせん制度について

排水処理施設に接続する際、くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について80万円を限度に無利子の融資をあっせんします。工事を依頼する際に指定工事店にご相談ください。

なお、工事の終了後は利用できません。

【問い合わせ先】 ●使用料について

上下水道局 お客さま受付センター ☎028 (633) 1300

●接続工事・融資あっせん制度について

上下水道局 工事受付センター ☎028 (633) 3164

生産緑地制度のご案内

本市における市街化区域内の農地につきましては、農作物を生産する場としてだけでなく、都市の貴重な緑や景観の保全・創出、環境保全、防災などのさまざまな機能を有しておりますことから、市街化区域内の農地を対象に貴重な緑空間を保全するため、令和4年度から「生産緑地制度」を運用しています。

生産緑地の指定にあたっては、いくつかの要件を満たす必要があり、要件を満たすかどうかを確認するため、申出の前に事前に審査を行っています。

生産緑地に指定されると、30年間は農地等として営農することが義務付けられ、農地以外の利用はできません。

【制度利用者の声】
(生産緑地を指定した農地の所有者)



制度を活用して、固定資産税が減ったので、農業を安心して続けられる!

んが、固定資産税等の課税が宅地並み評価(農地に準じた課税)から農地評価(農地課税)へ見直されます。

【生産緑地指定の主な要件】

- ①区域要件：申出をする農地が居住誘導区域の外側にあること
 - ②面積要件：申出をする農地の面積が500㎡以上であること
 - ③接道要件：申出をする農地が道路に接続し、2m以上の間口が確保されていること
- 他にも営農要件などいくつか要件があります。ご相談はいつでも受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。



雨水の保水やヒートアイランド現象の緩和など緑地機能を発揮



まちなかの貴重な緑地として、良好な住環境の形成に寄与



◀「生産緑地制度」についての市HP

【問い合わせ先】 宇都宮市 都市計画課 ☎028 (632) 2565

遊休農地再生費用を補助します～遊休農地再生交付金の活用～

市再生協議会では、優良な農業・農村環境の維持保全を目指し、遊休農地の再生に係る費用の一部を助成しております。ぜひご利用ください。事前申請が必要ですので、着工前にご相談下さい。

●助成対象 草刈り・耕起作業に係る費用の一部

●助成額 定額 17,000円/10a

荒廃程度が高い農地は県事業(定額 30,000円/10a)の対象となる可能性があります。



(解消前)



(解消後)

【問い合わせ先】 宇都宮市農業再生協議会事務局(農業企画課 担い手・農地調整グループ) ☎028 (632) 2473

農業者年金に加入しませんか?

～農業者年金3つのおすすめポイント～

- ① 積立方式の終身年金で80歳までの保証付き
- ② 保険料額の自由設定・増減が可能
- ③ 税制面で大きな優遇

※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(月額最大1万円)による政策支援があります。



問い合わせ先

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ
☎028 (632) 2812・2815

農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。



農家のための情報誌「全国農業新聞」

◆発行日：毎週金曜日 ◆発行元：全国農業会議所

◆購読料：1ヵ月700円(送料込)

申し込み先

農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ
☎028 (632) 2812・2815

貸付希望農地のマッチングを促進します!

遊休農地の発生防止や農地の流動化を促進するため、貸付を希望する農地の情報を、「宇都宮まちかど情報マップ」(市ホームページから閲覧できます)にて公表しています。

○貸付希望農地の閲覧について

宇都宮まちかど情報マップ上に貸付希望農地を掲載



マップ上の貸付希望農地の上に野菜マークのアイコンが表示され、アイコンをクリックすると、貸付希望農地の詳細情報(農地面積、接道の有無、用排水の有無、貸付条件など)がご覧いただけます。



宇都宮市ホームページ

○貸付希望農地の登録・借受申込について

貸付希望農地の登録、農地の借受を希望する方は市ホームページに掲載されている貸付希望農地登録申込書、農地借受希望申込書を市農業企画課にご提出ください。

農地借受希望申込書をご提出いただいた後、市は、市農業公社を通して地権者とのマッチングなどの支援をします。

問い合わせ先 農業企画課 担い手・農地調整グループ
☎ 028(632)2473
FAX 028(639)0619

発行 宇都宮市農業委員会 ☎ (632) 2815	委員	委員	委員	委員	編集委員長	編集 農委だより編集委員会
	委員	委員	委員	委員	副委員長	
	櫻井 則子	中山 利久	宇梶 幸男	佐藤 有俊	福田 真一	

「地域計画」の実現に向けて地域会合に参加しましょう

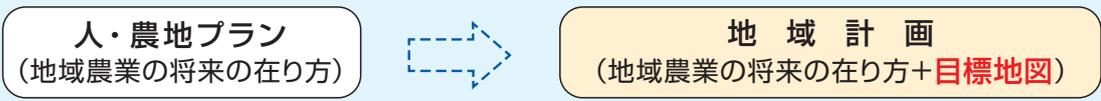
地域農業の未来のためにあなたの参加・協力が必要です

担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域農業が抱える問題は年々深刻化している中、本市におきましては、地域主体の話し合い(地域会合)を開催し、地域の課題の整理やその解決に向けた方針等を話し合い、「地域計画」を令和7年3月に作成することができました。

今後も、「地域計画」に掲げる方針に基づき、人と農地の問題解決に取り組んでいくため、地域主体による話し合いが必要となりますので、積極的に参加していきましょう。

◆「人・農地プラン」の法定化とは

◎法定化のイメージ



⇒「地域計画」とは、これまでの「人・農地プラン」を土台に田畑の農地面積や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を追記するとともに、農業者ごとに利用する農用地等を定め、地図に反映させた「目標地図」を付随させたものを言います。

【問い合わせ先】 農業企画課 担い手・農地調整グループ ☎ 028(632)2454